

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

訓 令 ページ  
○京都府職員章程の一部を改正する訓令 (職員総務課) 191

告 示  
○京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例に基づく移住促進特別区域の指定 (地域政策室、農村振興課) ♪  
○京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例に基づく移住者受入・活躍応援計画の認定 ( ) 192  
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (南丹保健所) ♪  
○京都府不育症検査費用助成金交付要綱の一部を改正する告示 (こども・青少年総合対策室) 193

○管理美容師として修了しなければならぬ講習会の指定 (生活衛生課) 194  
○農用地利用配分計画の認可 (経営支援・担い手育成課) 195  
○保安林の指定予定の通知 (中丹広域振興局) ♪  
○公有水面埋立て工事しゅん功認可 (港湾企画課) 196

## 公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (丹後広域振興局) ♪  
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 ( ) 197

## 府 議 会

○府議会定例会の開閉 198  
○意見書 ♪

## 訓 令

### 京都府訓令第1号

本 庁  
地方機関

京都府職員章程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府職員章程の一部を改正する訓令

京都府職員章程(昭和41年京都府訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「よりの」を「より」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

### 附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

## 告 示

### 京都府告示第136号

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例(令和3年京都府条例第25号)第6条第1項の規定により、次のとおり移住促進特別区域を指定した。

令和5年3月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

移住促進特別区域の名称	移住促進特別区域に含まれる土地の区域	指 定 年 月 日
舞鶴市高野地区	舞鶴市字高野由里(令和3年12月24日現在の都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に基づく市街化調整区域)、字女布、字野村寺、字城屋、字高野台、字女布新町(令和3年12月24日現在の都市計画法第7条に基づく市街化調整区域)	令 5. 3. 22
宮津市栗田地区	宮津市字新宮、字脇、字中村、字小寺、字上司、字中津、字小田宿野、字島陰、	

	字田井、字矢原、字獅子、字銀丘、字鏡ヶ浦			京丹後市丹後町豊栄地区	京丹後市丹後町成願寺、徳光、三宅、大山、岩木、是安、吉永、矢畑	
宮津市日ヶ谷地区	宮津市字日ヶ谷					



京都府告示第137号

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例(令和3年京都府条例第25号)第8条第1項の規定により、移住者受入・活躍応援計画を次のとおり認定した。

令和5年3月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

認定活躍応援計画の名称	認定活躍応援計画に含まれる移住促進特別区域の名称	計画期間	認定活躍応援計画の目標	認定年月日
移住者等との協働による「水源の里」ブランディング強化計画	綾部市山家地区、綾部市口上林地区、綾部市中上林地区、綾部市奥上林地区	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで	稼げる集落づくりを目指した移住者と地域住民によるブランドイメージの形成と次世代へつなぐ事業の展開	令5. 3. 22
都市農村交流体験プログラムを通じた地域活性化(再生)計画	綾部市豊里地区、綾部市物部地区、綾部市志賀郷地区	〃	農村で生きる力を養い、移住者と地域住人が絆を深め、垣根なく地域に溶け込める明るくあたたかい居場所づくり	〃
“まちいなか”エリアを核とした「若者に選ばれる」まちづくり計画	宮津市宮津地区	〃	関係人口創出拠点を核とした移住者や地域住民等「若者」が集い「コト」を創発する新しいコミュニティが生まれるまちづくり	〃



京都府告示第138号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和5年3月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
亀岡市北古世町二丁目1の1の一部及び44の1の一部(次の図に示す部分に限る。)	鉛及びその化合物

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。)



京都府告示第139号

京都府不育症検査費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府不育症検査費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

京都府不育症検査費用助成金交付要綱（令和3年京都府告示第492号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別添12の3」を「別添8の3」に改める。

第3条を次のように改める。

（助成対象検査等）

第3条 助成金の対象となる検査（以下「助成対象検査」という。）及び助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

第4条第2項中「別添12の4」を「別添8の4」に、「承認されている」を「届出又は承認がなされている」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

助成対象検査	助成金の額
1 国要綱の別添8の4の(1)の① に規定する染色体検査（以下「染色体検査」という。）	1回の染色体検査に要した費用の額以内の額（当該額が5万円を超えるときは、5万円）
2 国要綱の別添8の4の(1)の② に規定する遺伝子検査（以下「遺伝子検査」という。）	1回の遺伝子検査に係る費用の額に10分の7を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）（当該額が6万円を超えるときは、6万円）

別記第1号様式中

申請額	金 _____ 円
年 月 日	京都府知事 様

を

申請額	金 _____ 円
<input type="checkbox"/> 不育症検査受検証明書（第2号様式）に記載の検査結果等について、個人が特定されない形で国に提出し、国がその情報を施策の検討に活用するため集約・分析等を行うことに同意します。 （□にチェックをしてください。）	
年 月 日	京都府知事 様

に改める。

別記第2号様式中「場合は」を「ことを確認の上」に、

実施した検査	
検査実施日	年 月 日
領収金額	[今回の検査に要した費用の金額合計（先進医療部分に限る。）] 検査費用 領収金額 円

を

既往流死産回数	回 ※今回の流死産を含む（助成金の対象となるのは2回以上の場合に限られます。）。
今回の妊娠における不妊治療の有無	あり（治療期間 年 箇月） ・ なし ・ 不明
今回の妊娠における不育症治療の有無	あり（治療内容 ） ・ なし
実施した先進医療の検査	
検査実施日	年 月 日
検査結果	所見なし（46,XX 46,XY） ・ 所見あり（内容： ） ・ 分析不可
領収金額	[今回の検査に要した費用の金額合計（先進医療部分に限る。）] 検査費用 領収金額 円

に改める。

附 則

この告示は、令和5年3月22日から施行し、この告示による改正後の京都府不育症検査費用助成金交付要綱別表の2の項の規定は、令和4年12月1日以後の検査について適用する。



京都府告示第140号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理理容師として修了しなければならない講習会を次のとおり指定した。

令和5年3月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 講習会の主催者

- (1) 主催者 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- (2) 所在地 東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階

2 講習日程及び講習会場

日 程	会 場
令和5年8月21日（月） 9月4日（月） 9月11日（月）	コラボしが21 （大津市打出浜2の1）

計 18時間

3 講習科目及び講習時間

- (1) 公衆衛生 4時間
- (2) 理容所の衛生管理 14時間

- 4 受講予定人員 10名
- 5 受講料 16,000円
- 6 受講についての問合せ先  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブ  
ロック事務所  
大阪府中央区谷町1丁目3番1号 双馬ビル4階  
401号室  
電話 (06) 6942-6453



京都府告示第141号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可した。

令和5年3月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度	申請番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
		氏名又は名称	住所地の市町村	
令和4年度	第67号	北山 治	福知山市	福知山市田野島2027ほか1筆
	第68号	高橋 秀卓	〃	〃 長田和田賀5214ほか1筆

2 認可した日

令和5年3月10日



京都府告示第142号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年3月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所

舞鶴市字上福井小字大畑10100の1、10100の2、10101の1（次の図に示す部分に限る。）、10101の7、10101の10

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字大畑10100の1・10100の2・10101の1・10101の7・10101の10（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、舞鶴市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。



京都府告示第143号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年3月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所  
舞鶴市字三日市小字奥谷1035、1035の2、1035の丙、1035の乙、10178から10184まで、10186、10187
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
小字奥谷1035、1035の2（次の図に示す部分に限る。）、1035の丙、1035の乙、10178から10180まで・10182・10184・10186・10187（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、舞鶴市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。



京都府告示第144号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第2項の図書は、舞鶴市役所において関係人の閲覧に供する。

令和5年3月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 しゅん功認可の年月日  
令和5年1月31日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び名称  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
舞鶴市字和田小字浜田1074番及び1075番の前面の国有地地先公有水面
  - (2) 区域  
次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ平成28年の秋分の満潮位（D. L. +0.38メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
    - ①の地点 公共基準点（2級基準点0004、06-N04、北緯35度28分23秒6247、東経135度20分25秒2532）から255度18分33秒65.85メートルの地点
    - ②の地点 ①の地点から345度13分52秒 17.22メートルの地点
    - ③の地点 ②の地点から77度19分01秒 5.07メートルの地点
    - ④の地点 ③の地点から165度42分12秒 6.14メートルの地点
    - ⑤の地点 ④の地点から75度12分03秒 50.00メートルの地点
    - ⑥の地点 ⑤の地点から165度16分37秒 10.93メートルの地点
  - (3) 面積  
656.19平方メートル
- 4 埋立免許年月日及び番号  
平成29年11月30日  
京都府指令9港企第133号

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）

第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和5年3月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
峰山商業開発株式会社  
京丹後市峰山町新町1606番地の1  
代表取締役 由良 貞和
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
峰山ショッピングセンターマイン  
京丹後市峰山町新町1606番地の1
- (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社エール 舞鶴市南浜町27番地5 代表取締役 仲東 博一 ほか25業者	株式会社エール 舞鶴市南浜町27番地5 代表取締役 仲東 博一 ほか24業者	令 5. 2. 25	テナント入替のため

2 届出年月日

令和5年3月2日

3 縦覧場所

京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和5年3月22日から令和5年7月24日まで

5 意見書の提出先

京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和5年3月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏

名及び主たる事務所の所在地

松村産業株式会社

代表取締役 松村 竹治

京丹後市峰山町赤坂555番地

2 林地開発行為の目的

土石の採掘（真砂土）

3 林地開発行為をしようとする区域

京丹後市大宮町三重小字水戸谷10515番12ほか（次の図のとおり）

4 林地開発行為をしようとする区域の面積

4.6ヘクタール

5 期間

(1) 林地開発行為を行う期間

令和5年7月26日から令和8年7月25日まで

(2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間

平成17年7月26日から令和14年7月25日まで

6 生活環境に影響が生じるおそれの有無

有

7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	開発区域から国道312号までの接続道路（林道奥寄線）（次の図のとおり）	場内の車両出入口に洗車場を設置し、場内で汚れたタイヤの汚れを落とす。 汚れた場合は、散水車等で清掃を行い、土砂等を除去する。
交通量の増加	〃	朝夕の通勤時間帯における交通混雑及び事故発生を避けるため、運搬車両の出入時間は、午前8時30分から午後5時までとする。 出入りの際、運搬車両運転手に対し、車両の通行の安全に関する注意を徹底する。
河川水量の増加	京丹後市大宮町三重地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内最下流部に調整池を設置し、場内に降った雨水は、全て調整池に集水し、下流の河川に影響を与えない水量で徐々に排水する。 調整池にたまった泥を定期的に除去し、調整池の容量を確保する。
濁水の発生	〃	沈砂池としての機能を持たせた調整池を設置し、泥分を沈下させた後に場外に放流する。

騒音の発生	開発区域から100m以内の範囲（次の図のとおり）	作業時間は、午前8時30分から午後5時までとする。 重機、運搬車両等のアイドリングを禁止する。 運搬車両の速度を時速30km以内とする。 残置森林を設け、周囲との緩衝帯とする。
-------	--------------------------	---

8 縦覧場所

- (1) 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課  
京丹後市峰山町丹波855番地
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 京丹後市農林水産部農林整備課  
京丹後市大宮町口大野226番地
- (4) 松村産業株式会社  
京丹後市峰山町赤坂555番地

9 縦覧期間

令和5年3月22日（水）から令和5年4月21日（金）まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間  
令和5年3月22日（水）から令和5年4月21日（金）まで
- (2) 提出先  
〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地  
京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課  
〔次の図〕は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。）

---

府 議 会

---

1 府議会定例会の開閉

令和5年2月2日に招集された2月府議会定例会は、令和5年3月10日閉会した。

2 意見書

令和5年3月10日次の意見書を可決した。

- (1) 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書
- (2) 地域のグリーントランスフォーメーション(GX)の促進を求める意見書
- (3) 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書
- (4) 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書
- (5) 不登校児童生徒等多様な学習支援の必要な児童生徒に対する経済的支援制度の確立を求める意見書